# 電波監理審議会議事規則 （昭和二十七年郵政省令第二十四号）

#### 第一条（目的）

電波監理審議会の会議（以下「会議」という。）の議事に関する手続については、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）に規定するものの外、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（会議の招集等）

会議は、会長が招集する。

##### ２

委員は、会長に会議の招集を求めることができる。

##### ３

会議は、東京都内の総務省の庁舎において開くことを常例とする。

##### ４

会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。

#### 第三条（議長）

会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

#### 第四条（職員の出席）

会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させて、議題に関し説明をさせることができる。

#### 第五条（議事録）

会議の議事は、議事録に記録しなければならない。

##### ２

議事録には少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

###### 一

開催月日及び場所

###### 二

開会及び閉会の時刻

###### 三

出席した委員、審理官及び関係の職員の氏名

###### 四

議題

###### 五

審議の経過の概要

###### 六

議決事項

##### ３

議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

#### 第六条（諮問）

総務大臣は、電波監理審議会に諮問する場合は、文書により行い、かつ、必要な資料を添付するものとする。

#### 第七条（裁決案等の記載事項）

電波監理審議会が総務大臣に提出する法第九十三条の四（法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁決案、法第九十九条の十二第七項（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による答申の文書（以下「答申書」という。）又は法第九十九条の十三第一項若しくは放送法第百七十九条第一項の規定による勧告の文書（以下「勧告書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

###### 一

主文

###### 二

事実及び理由

##### ２

前項の裁決案、答申書又は勧告書には、少数の委員の意見その他必要と認める事項を付記することができる。

#### 第八条（庶務）

電波監理審議会の庶務は、総務省総合通信基盤局総務課において処理する。

##### ２

総務省総合通信基盤局総務課長が指名する者は、会議の幹事となり、議長の命を受け、会議の事務を行う。

#### 第九条（細目）

この省令に定めるもののほか、会議の議事に関する手続の細目については、会長が電波監理審議会に諮って定める。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

# 附　則（昭和三一年三月三一日郵政省令第六号）

この省令は、昭和三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和三二年七月三一日郵政省令第二二号）

この省令は、昭和三十二年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和三四年八月一〇日郵政省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四六年六月一日郵政省令第九号）

この省令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和五六年一一月二一日郵政省令第四三号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第四十九号）の施行の日（昭和五十六年十一月二十三日）から施行する。

# 附　則（昭和六〇年三月三〇日郵政省令第二二号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六三年九月二八日郵政省令第五九号）

この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

# 附　則（平成元年六月二八日郵政省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成五年六月一六日郵政省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成六年七月一日郵政省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月一四日　平成一三年総務省令第三号）

この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

##### ２

この本部令は、その施行の日に、電波監理審議会議事規則等の一部を改正する命令（平成十三年総務省令第三号）となるものとする。

# 附　則（平成一二年一一月二九日郵政省令第六八号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一四年一月二八日総務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年六月二九日総務省令第六九号）

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

# 附　則（平成二八年三月二五日総務省令第二七号）

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。